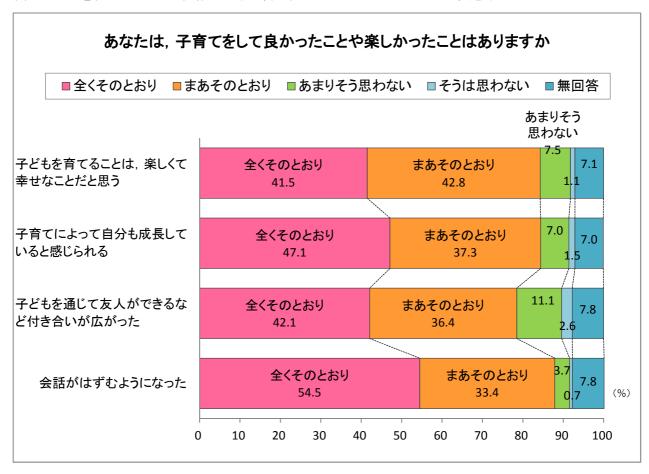
家庭教育に関する世代別学習プログラム

(これから親になる世代対象プログラム)

中学校・高等学校の家庭科等の学習で活用できる補助資料一覧

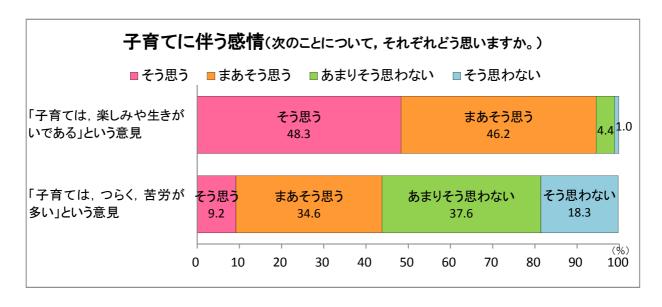
		中学校・高等学校の家庭科等の学習で	山田(
テ	ーマ	提供資料	掲載ページ	中学校「技術·家庭」の[家庭分野] 及び高等学校「家庭基礎」の 学習指導要領の内容
2 子どもを育てることの喜びと責任	かけがえのないものだと実感すること()子どもを育てることの素晴らしさや喜び、	 ① 子どもを育てることの素晴らしさや喜び ○ 子育てをして良かったことや楽しかったこと ■出典 少子化対策に関する県民意識調査 (青少年男女共同参画課 H27.3) ○ 子育てに伴う感情 ■出典 小学生・中学生の意識に関する報告書 (内閣府 H26.7) ② かけがえのないものだと実感すること ○ 心のノート中学校版(文部科学省)・家族だからこそ(P114~115)・生命を考える(P84, P87) ○ いのちに関する詩 「つながるいのち」 「生きているということ」 ○ 本県の児童虐待の件数の推移等 (子ども福祉課 H27.5) ○ 認定件数の各種内訳等 (子ども福祉課 H27.5) ○ 本県の20歳未満人工妊娠中絶の状況 (子ども福祉課) ○ 子育て・家庭教育に関する各種相談機関 	2 3 4 5 6 7 8	中学校「技術・家庭」「家庭分野」 A 家族・家庭と子どもの成長 (1) 自分の成長と家族 ア 自分の成長と家族や家庭生活とのかかわり (2) 家族と家族関係 ア 家庭や家族の基本的な機能 (3) 幼児の生活と家族 ア 幼児の発達と生活の特徴、子どもが育つ環境としての家族の役割 ウ 幼児と触れ合うなどの活動を通して、幼児への関心を深め、かかわり方を工夫 エ 家族または幼児の生活への関心、工夫実践 高等学校「家庭基礎」 (1) 人の一生と家族・家庭及び福祉 ア 青年期の自立と家族・家庭 〇 男女が協力して、家族の一員としての役割を果たし家族を築くことの重要性 〇 生活課題に対応した自己の意思決定に基
	② 自立した親としての責任、生活のための経済的基盤の必要性	 (再掲 1家庭の役割ー(2)ー⑥) ③ 自立した親としての責任 法令における「親としての責任」 自立度チェック(H26 県教委作成リーフレット) ④ 生活に必要な経済的基盤の必要性 出産にかかる費用 出典 第 18 回社会保障審議会医療保険部会資料(厚生労働省 H26.7) 子どもの学費 出典 平成 24 年度子供の学習費調査(文部科学省) 出典 平成 26 年度教育負担の実態調査結果(日本政策金融公庫) 出典 平成 26 年度私立高等学校等授業料等の調査結果(文部科学省) 妊娠・出産や子育てに関する助成制度等の活用(「妊娠届」の提出,父子手帳,その他) 「妊娠届」の提出,父子手帳,その他) (「妊娠届」の提出,父子手帳,その他) (「妊娠届」の提出,父子手帳,その他) (「妊娠届」の提出,父子手帳,その他) (「妊娠日」の提出,父子手帳,その他) (「妊娠日」の提出,父子手帳,その他) (「妊娠日」の提出,父子手帳,その他) (「妊娠日」の提出,父子手帳,その他) (「妊娠日」の提出,父子手帳,その他) (「妊娠日」の提出,父子手帳,その他) (日本院 1年) (日本院 1年)	9 10 11	づき、責任をもって行動することの重要性 イ 子どもの発達と保育 〇 子どもを生み育てることの意義 〇 子どもの発達を支えるための親の役割

(1) 子どもを育てることの素晴らしさや喜び、かけがえのないものだと実感すること



■出典「少子化対策に関する県民意識調査」(H27.3 鹿児島県青少年男女共同参画課)

※ H26.1.1 現在で18歳以上の男女(無作為抽出)のうち、子どもを持つ方を対象とした問い



- ■出典「小学生・中学生の意識に関する調査報告書」(H26.7 内閣府)
- ※ 調査対象は、H25.4.1 現在で満9歳から満14歳までの男女個人の両親(保護者)。ただし、ひとり親家庭などで、依頼する親が2名未満の場合には、養育している保護者も調査対象とした。
- ※ 無回答があるため、それぞれの回答の合計は必ずしも100%にはならない。

(1) 子どもを育てることの素晴らしさや喜び、かけがえのないものだと実感すること



■出典 文部科学省「心のノート(中学校版) 家族だからこそ」

- 子どもを育てることの喜びと責任
- 子どもを育てることの素晴らしさや喜び、かけがえのないものだと実感すること

生命を考える

ずっとしながっていること

この生命は私のもの。

だれのものでもない、かけがえのない私のもの。

でも、どこからやってきたのだろう。

これは私が受け継いだもの。

ずっとずっと遠い遠いむかしから受け継がれ 受け継がれて、私が受け取ったもの。 この生命は私のものだけれど 私だけのものではない。

人生という長いコースを走りきらねばならぬ駅伝走者。 転んでも、立たなきゃならない 私は生命という襷を受け取り くじけるわけにはいかない。

欅を私に届けてくれた人たちのためにも 待っている人たちのためにも。

そして、一度しか抱きしめることができないという有限性。 さらに祖先から受け継ぎ、子孫へ受け渡していく連続性。 いま、自分がここに息づいていることの偶然性。

生命とは何なのか。

その残り時間を意識したときに 生きとし生けるものすべてに 私たち人間ばかりではなく 思いをはせてみる。

生命とは何なのだろう。

生命に対するいとおしい思いが深まるというけれど いまの私たちにだって、きっとできるはず 生命とは何なのかを考えること。



■出典 文部科学省「心のノート(中学校版) 生命を考える」

- 2 子どもを育てることの喜びと責任
 - (1) 子どもを育てることの素晴らしさや喜び、かけがえのないものだと実感すること

つながる いのち 下地 なを美

なぜ生まれてきたの だれもが思うの ひとりさみしい時 そっと涙ぐむ あの星の光が 私に言うの だいじょうぶ守ってる ひとりじゃないよ ひとりじゃないよ私のいのち 今はさみしくても 泣かないで歩こう つながってきた私のいのち 大切に守って明日へとつなごう

ポツンと座わってる蛍のような 私のこの灯り だれも消さないで 生まれたその訳を 星は知ってる この世で光りなさい 授けられたの 授けられたの 私の光 今はちっぽけだけど 輝いているんだ つながってきた私のいのち 大切に守って明日へとつなごう

私のこの腕が 私の足が 共に今生きている 支えてくれる この胸の鼓動が私に言うの だいじょうぶ守ってる ひとりじゃないよ ひとりじゃないよ つながるいのち 億千万の星 巡って生まれた

つながってきた私のいのち 大切に守って明日へとつなごう ひとりじゃないよ 私のいのち つながっているんだ 私の明日へ

- ■出典 第3回沖縄人権ラブソングコンテスト 準グランプリ作品 下地なを美作詞 「つながる いのち」
- ■提供 沖縄県平和祈念資料館及び下地なを美氏

※参考 この詩は、歌の歌詞である。楽曲の楽譜や 音源の提供については、同館に問合せ可。

生きているということ

生きているということ いま 生きているということ 水色の空を見てうれしくなること 深緑の葉を見て幸せになること 夢がかかえきれなくなること 進む道が 見えること

生きているということ
いま 生きているということ
それは黒色 それは真夜中
それは雷 それは台風
それはクラムボン それは江戸川乱歩
昔の「きらい」が「好き」になること
進む道が かわること

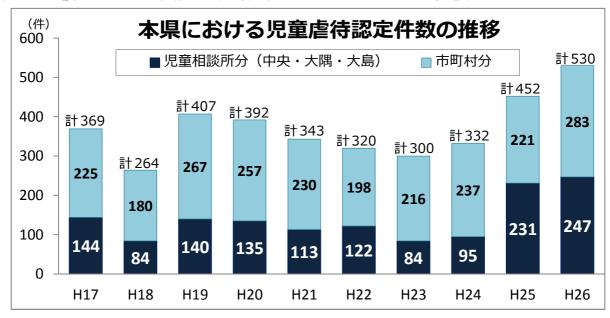
生きているということ いま 生きているということ からかわれてはらがたつこと おこられてはずかしいこと しっぱいをこうかいすること むしをいやがること くらいよみちをこわがること じぶんがきらいになること 進む道が 見えなくなること

生きているということ いま 生きているということ 絵をかくのに夢中になること だれかの不幸を悲しめること だれかの幸運をいのれること いま いまが楽しいこと 道が見えなくなっても あるくこと

■出典 川崎市 アトリエ5 (美術教室) 小学6年生女子の作品

「命ということ、生きるということ」を、子供たちと 共に考えてみようと、心を込めて谷川俊太郎の「生き る」の詩を読んだ後、「大切なことって何だろう? みん なはどう思う?」との問いかけで生まれた詩

(1) 子どもを育てることの素晴らしさや喜び、かけがえのないものだと実感すること



■出典 「子ども虐待防止ネットワーク会議資料」(県子ども福祉課児童福祉係)

児童虐待防止法で定義された4種類の児童虐待と具体的な虐待行為の例

J	虐待の種類	定義された虐待行為	具体的な行為と結果など			
1	身体的虐待	児童の身体に外傷 を生じるような暴行 を加えること	首を絞める,殴る,蹴る,投げ落とす,タバコの火を押し付ける,熱湯をかける,冬戸外に締め出すなど生命・健康に危険のある行為			
2	性的虐待	児童にわいせつな 行為をすること、さ せること	子どもへの性的行為の強要・教唆, 性器や性交を見せる,ポルノグラフィーの被写体などに子どもを強要するなどの行為			
3	ネグレクト	著しい減食、長時 間の放置、保護者の 監護を怠ること	重大な病気になっても病院につれていかない,乳幼児を家に残したまま度々外出する,乳幼児を車の中に放置する、適切な食事を与えない,極端に不潔な環境の中で生活させるなど保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為 保護者以外の同居人による身体的・性的・心理的虐待と同様の行為を保護者が放置することも含まれる。			
4	心理的虐待	児童に著しい心理 的外傷を与える言動 を行うこと	子どもの心を傷つけるようなことを繰り返し言う,無視する,他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをするなど心理的外傷を与える行為子どもの目の前での配偶者に対する暴力及び他のきょうだいに対する暴力も子どもに著しい心理的外傷を与える場合は含まれる。			

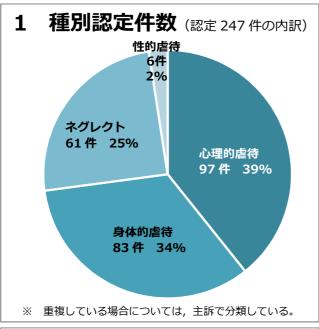
■参考 「厚生省 子ども虐待対応の手引き」 日本子ども家庭総合研究所編 有斐閣 2001 年発行) 「子ども虐待対応の手引き」(厚生労働省 平成 25 年 8 月改正版)

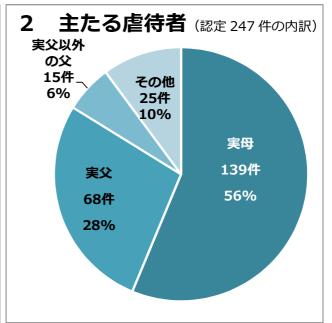
[※] H25.8 の「子ども虐待対応の手引き」(厚生労働省)の改正により、虐待通告のあった対象児童に虐待が確認された場合、きょうだいがいるケースでは、きょうだいには直接虐待が確認されていなくても「心理的虐待」として対応することとなり、H25 年度から認定件数が増加している。

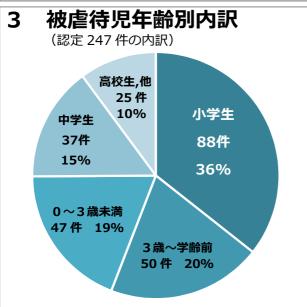
(1) 子どもを育てることの素晴らしさや喜び、かけがえのないものだと実感すること

平成26年度児童相談所(中央・大隅・大島)における認定件数※の各種内訳

■出典 「子ども虐待防止ネットワーク会議資料」(県子ども福祉課) ※通告·相談のあったもののうち, 認定された 247 件の内訳







虐待防止の5 箇条

- ①「おかしい」と感じたら迷わず連絡(通告)
 - 通告は義務=権利
- ②「しつけのつもり…」は言い訳

子どもの立場で判断

③ ひとりで抱え込まない

あなたにできることから即実行

4 親の立場より子どもの立場

子どもの命が最優先

(⑤ 虐待はあなたの周りでも起こりうる)

特別なことではない

平成 27 年度「児童虐待防止推進月間」啓発カード



虐待を受けたと思われる子どもがいたら。

ご自身が出産や子育てに悩んだら。

子育てに悩む親がいたら。

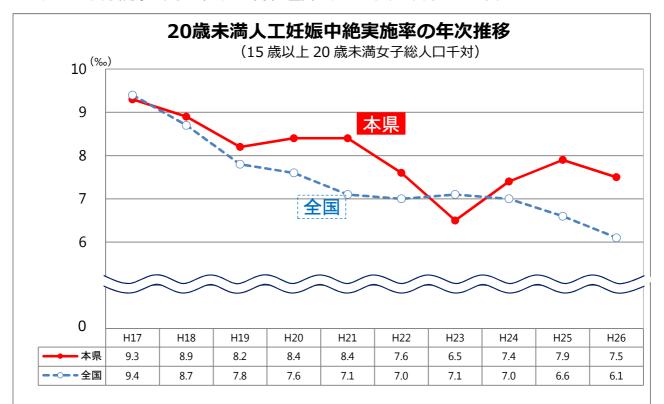
児童相談所や市町村の相談窓口にご連絡ぐださい。

■ 「虐待防止の5箇条」及び「児童虐待防止推進月間」の取組については県ホームページ ホーム > 健康・福祉 > 青少年・子ども > 児童福祉 > 11月は児童虐待防止推進月間です http://www.pref.kagoshima.jp/ae08/kenko-fukushi/kodomo/fukushi/gyakutaiboushi.html

(1) 子どもを育てることの素晴らしさや喜び、かけがえのないものだと実感すること

本県の20歳未満人工妊娠中絶の状況

本県の20歳未満人工妊娠中絶実施率は平成5年頃までは、全国平均を下回っていたが、近年では全国 よりやや上回る傾向にある。平成 26 年度は全国より 1.4 ポイント高い 7.5 であった。



20歳未満人工妊娠中絶件数の年次推移【太県】

20歳未満人工妊娠中絶件数の年次推移【本県】 (単位:人)													
年 度	S45	S50	S60	H2	H7	H12	H17	H21	H22	H23	H24	H25	H26
20 歳未満	149	177	281	299	439	660	456	370	323	274	309	324	299

- 出典 鹿児島県の母子保健(鹿児島県子ども福祉課)
 - ※ ~平成 13 年分:年計(厚生労働省「母体保護統計報告」),平成 14 年度分~:年度計(厚生労働省「衛生行政報告例)
- ◇ 人工妊娠中絶の定義及びその適応については、「母体保護法第2条第2項及び第14条」を参照
- ◇ 人工妊娠中絶が女性の心身に及ぼす影響については、「性感染症とは~予防啓発に役立つ情報」(公益財団法人 性の健康医学財団ホームページ: http://www.jfshm.org/) を参照

子どもの虐待死の背景

(複数回答)

		(1)	××/ши/
位	区 分	人数	割合
1	望まない妊娠/計画していない妊娠	110人	21.7%
1	妊婦健診未受診	110人	21.7%
3	母子健康手帳の未発行	89 人	17.6%
4	若年(10代)妊娠	84 人	16.6%

- 出典「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第11次報告)」 (平成27年10月 厚生労働省)
- ※ 数値は, 第3次~第11次報告における心中以外の虐待死の総数507人に ついての「妊娠期・周産期の問題(心中以外の虐待死)」から上位4位を掲載

これらの背景があれば,必ず虐待に至 るというわけではないが、望まない妊娠 や, 計画していない妊娠の場合, 誰にも 相談できずに, 母子健康手帳の未発行や 妊婦健診の未受診(健診の回数が極端に 少ない)になりやすい。そのため、妊娠 中に適切な心身のケアを受けられない まま出産し,知識や技術が伴わない中で どうしていいか分からず、虐待のリスク が高くなる。

「望まない妊娠/計画していない妊娠」という事態に直面した時、短期間で「生命」に関わる重大な判断 をすることとなる。十分な話合いやカウンセリングによって総合的に判断することの大切さをていねいに伝 えたい。専門の相談機関については、次ページを参照。

- 2 子どもを育てることの喜びと責任
 - (1) 子どもを育てることの素晴らしさや喜び、かけがえのないものだと実感すること

子育て・家庭教育に関する主な相談機関

一人で抱え込まずに、誰かに相談しましょう。

県内にある様々な専門機関に相談することも有効です。

(表内の☆, ★について ☆→面談は要予約 ★→祝日・年末年始を除く)

相談機関名			電話番号	相談時間など	相談内容	
かごしま教育	フリーダイヤル 全国統一ダイヤル		0120-783-574 0570-0-78310	365 日 24 時間	いじめ・不登校等 子どもに関すること	
ホットライン 24		帯電話から通話可	099-294-2200	,	,	
県総合教育センター	-教育	育相談課	099-294-2200	月~金8:30~17:00☆★	いじめ・不登校等 子どもに関すること	
県総合教育センター	-特別	小支援研修課	099-294-2820	月~金8:30~17:00☆★	障害児や学習·行動面のつまづきに関す ること	
こども総合療育セン	ター	-	099-265-2400	月~金8:30~17:00☆ 子どもの心身の発達に関すること		
子ども・家庭 110 都	番		099-275-4152	月〜金9:00〜22:00★ 18 歳未満の子どもに関すること		
	中央児童相談所		099-264-3003	月~金8:30~17:15☆★		
児童相談所全国共	通	大隅児童相談所	0994-43-7011	月~金8:30~17:15☆★	子どもの養護·育成·非行·心身障害·里 親等, 子どもに関すること	
ダイヤル189		大島児童相談所	0997-53-6070	月~金8:30~17:15☆★	枕寺, 于ともに関するとと	
かごしま子ども・若者総合相談センター (ひきこもり地域支援センター)			099-257-8230	火〜日 10:00〜17:00☆★ (ただし,祝日は可)	不登校・ひきこもり等に関すること	
県警少年サポートも	こンら	ァー(ヤングテレホン)	099-252-7867	月~金 8:30~17:15	非行防止・健全育成に関すること	
精神保健福祉協議会	精神保健福祉協議会(こころの電話)			月~金 9:00~16:30	精神的不安や心の悩みに関すること	
県精神保健福祉セン	ター	-	099-218-4755	月〜金8:30〜17:00☆ 水(面談)9:00〜12:00☆	依存症・ひきこもり等に関すること 思春期のこころの相談	
鹿児島いのちの電話	5		099-250-7000	365 日 24 時間	生きる力を失いかける悩みや不安	
PTAすくすくライ	′ン	(県 PTA 連合会)	099-251-0309	月~金9:00~17:00★	こどもの教育に関すること	
チャイルドライン (チャイルドラインかごしま事務局)			0120-99-7777	月~土 16:00~21:00	子どもからの悩みに関すること(18 歳 までを対象)	
小児救急電話相談			県内共通#8000	毎日 19:00~23:00	夜間の子どもの急病への対応や応急処 置など	
男女共同参画センター			099-221-6630	火 9:00~22:00 水~日 9:00~17:00	配偶者からの暴力に関すること	
女性相談センター			099-222-1467	日 9:00〜15:00 月〜金 8:30〜17:00 (木のみ 20:00 まで)	配偶者等からの暴力, 離婚問題, 家庭不 和など	
女性健康支援センター(県助産師会)			099-255-2738	火·木·土·日の 10:00~18:00	思春期から更年期に至る女性に対し,婦 人科的疾患及び更年期障害,望まない妊	
			メール相談: josei@po.pref.kagoshima.jp		娠を含む妊娠·出産についての悩みなど	
家庭児童相談室 (県地域振興局等9か所) (19市2町の各福祉事務所内)			099-286-2763 県子ども福祉課	各相談室の電話番号等については、県子ども福祉課へお問い合わせください。	家庭での育児養育の方法や,児童と家庭 との人間関係に関すること	

[※] 記載内容は 平成28年3月1日現在のものです。

- 2 子どもを育てることの喜びと責任
 - (2) 自立した親としての責任,生活のための経済的基盤の必要性

法令における「親としての責任」

教育基本法 第10条第1項

第10条 <u>父母その他の保護者は</u>, 子の教育について第一義的責任を 有するものであって,生活のため に必要な習慣を身に付けさせる とともに,自立心を育成し,心身 の調和のとれた発達を図るよう 努めるものとする。

鹿児島県家庭教育支援条例 第6条(保護者の役割)

第6条 保護者は、基本理念にのっとり、その子どもの教育について第一義的責任を有するものとして、子どもに愛情をもって接し、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとし、また、自らも親として成長していくよう努めるものとする。

でも、子どもができたからと言っても、いきなり「親としての責任」だなんて、どのように果たしていけばよいのか、分からない。大丈夫かな?

大丈夫です!! 県や市町村では、様々な学習・交流・相談の機会を提供するとともに、 子育てや家庭教育に関する情報を様々な方法で提供し、「よりよい親になっていくこと」 をバックアップしています。

また,国・県及びそれぞれの市町村では,地域全体で子育てや家庭教育を応援するための制度や取組が行われています。

大切なことは,

- ① 積極的に情報を収集し、学習・交流・相談の機会を積極的に活用していくこと。
- ② 困った時、一人で抱え込まずに誰かに相談すること。

誰かに頼ることは責任の放棄ではありません。「どうしよう・・・。」で止まってしまわず、勇気を出して誰かにSOSを発信しましょう。

法令における「行政の責務」

教育基本法第10条第2項

国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

鹿児島県家庭教育支援条例 第4条(県の責務)

- 第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、家庭教育支援施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、前項の規定により**家庭教育支援施策**※を策定し、及び実施するに当たっては、市町村、 保護者、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の関係者と連携し、及び協働して取り組むものとする。※条例第12条~17条に、家庭教育支援施策の6分野を規定
- 3 県は、第1項の規定により家庭教育支援施策を策定し、及び実施するに当たっては、保護者及び子どもの障害の有無、保護者の経済状況その他の家庭の状況の多様性に配慮するものとする。

- 2 子どもを育てることの喜びと責任
 - (2) 自立した親としての責任,生活のための経済的基盤の必要性



家庭教育1・2・3~キホンをホンキで~

キホンその① 気持ちのよい生活を習慣化しよう

キーワード 巣立ちの準備



みなさんも、数年後には親もとから巣立っていく時期がくるでしょう。親に頼らなくても、社会の一員として、自立した生活をしていくためには、家庭で培った基本的生活習慣が重要になります。

下の項目のうち、身に付いているものにチェックをしてみましょう。また、これらの項目以外にも、自分の巣立ちのために身に付けなければならないと思うことがあれば、書き出してみましょう。

- □ 毎朝,決まった時刻に自分で起きる
- □ 心身の疲労回復のために、適切な休養や睡眠をとる
- □ 毎日、朝食を食べる
- □ 栄養バランスのとれた食事をとる
- □ 身の回りの整理・整頓、掃除等を自主的に行う
- □ 家族の一員として分担した仕事をする
- □ 食後に歯をみがく
- □ 健康を保つために適切な運動をする





- □ 家族や友達,地域の人に挨拶をする
- □ 食前・食後の挨拶をする
- □ 清潔を心がけ、服装や髪型等を、時、場合、場所に合わせて整える
- □ 見通しをもち、時間や内容を決めて家庭学習に取り組む
- □ 翌日の生活の事を考えて、学習の準備をする
- □ 時間を守って行動する
- □ 計画的にお金を使う

このほか、自分の「巣立ち」に向けて、身に付けておかなければならないと思うものを書き出してみましょう。

- 2 子どもを育てることの喜びと責任
 - (2) 自立した親としての責任,生活に必要な経済的基盤の必要性

①出産にかかる費用はどれくらいかかるの?

全国平均	鹿児島県	※ 最も低いのは, 鳥取県の 335,607円
416,727 円	363,326 円	最も高いのは,東京都の 497,872 円 本県は,全国で6番目に低い。

注:上記の入院分娩費用は、平成24年度のもので、室料差額、産科医療補償制度費用、その他(お祝い膳など医療外費用)を含まない。 ■出典 厚生労働省「第18回 社会保障審議会医療保険部会資料」(平成26年7月7日)

②子どもの学費はどれくらいかかるの?

幼稚園から大学までの学費は、約1,000万円~2,500万円。

- 注1 養育費は含まない。
- 注2 幼稚園から高等学校にかかる学費は、授業料、学校教育費、学校・幼稚園給食費、学校外活動費(学習塾・習い事の月謝)を合計した金額 ■出典 平成24年度子供の学習費調査(文部科学省)
- 注3 大学にかかる学費は、入学費(受験費用、入学金等の納付金、入学しなかった大学への納付金)、在学費(授業料、通学費、教科書代等4年間分)を合計した金額 ■出典 平成26年度教育費負担の実態調査結果(日本政策金融公庫)

※ 資料①, 資料②の扱いについて

あくまでも、経済的基盤が必要であることの具体例として提示したものであり、経済的自立への 自覚を促すためのデータである。

「子育てに対する負担感を象徴するもの」や「生徒自身の進路選択をせばめるもの」にならないよう留意する。

③妊娠・出産時や子育てに関する助成制度等を活用しましょう!

子どもを育てるには、経済的基盤が必要です。

しかし, さまざまな機関・自治体から受けられる助成も様々な種類があり、家計 負担を軽減することができます。

制度について正しく理解し、忘れずに申請を行うことも、大切な責任と言えます。

- 2 子どもを育てることの喜びと責任
 - (2) 自立した親としての責任,生活のための経済的基盤の必要性
 - (4)制度を活用するには、どうすればいいの?

まずは、「妊娠届」を提出しましょう!!(提出先:住民票の登録がある市町村)

☆ 母子の健康のために、妊娠が分かったらできるだけ早く※提出するようにしましょう。

「妊娠届」を提出すると・・・

① 母子健康手帳がもらえます!!

妊婦の健康・妊娠中の記録,出産・産後の記録,子 どもの発育等を記録するページのほか,妊娠・出産・ 育児に関する様々なアドバイスや保健の制度等につい て紹介するページもあり,親子にとっては「お守り」 のようなものです。

② 市町村の職員から「助成制度」についての説明を聞くことができます!!



© 東京法規出版

分からないことがあれば、しっかり質問しましょう。パンフレットや申込用紙 などももらうことができます。

- ③ **妊産婦の健康相談を受けることができます!!** 日程は、あらかじめ決まっていますので、事前に問い合わせておきましょう。
- ④ 妊婦健康診査受診票(無料14回分) がもらえます!!

妊婦健診は健康保険が適用されないので、基本検査で約5,000円,血液検査などを合わせると高いときは約10,000~15,000円の費用がかかります。

14回分だと、約10~15万円かかる計算になりますが、鹿児島県では、平成21年度から、全ての市町村で14回分の受診券が交付されるようになりました。

※ 県では、妊娠初期からの医師の適切な指示・助言を受け、自分の身体と胎児の健康管理に努めるよう啓発しており、「新かごしま子ども未来プラン」でも妊娠11週までの届出100%を目標値としている。

父子手帳(イクメン LINE)を作成しました!!

県では、少子化対策の一環として、少子化の要因の一つである 男性(父親)の家事・育児参加が不十分であることを解消し、男性(父親)の積極的な育児参加を促進するため、「イクメンLINE」 (父子手帳)を作成しました。

母子健康手帳の交付と同時に市町村から配付していますが、以下の URL からも、自由にダウンロードできます。

https://www.pref.kagoshima.jp/ab14/kenko-fukushi/kodomo/shoshika/fushitechou.html

■出典 青少年男女共同参画課



(2) 自立した親としての責任,生活のための経済的基盤の必要性

5その他の助成制度について

① 出産一時金

- 通常、子ども一人につき42万円が、加入している健康保険からもらえる。
- 直接、病院に支払うこともできる。

② 出産手当金

- ・ 健康保険に加入している者が、出産のため会社を休み、その間に給与の支払 いを受けなかった場合に支給される。(正規職員・非正規職員の別なく、産休 中も健康保険料を払っていれば可)
- ・ 出産の日(実際の出産が予定日後のときは出産予定日)以前42日(多胎妊娠の場合98日)から出産の翌日以後56日目までの範囲内で、会社を休んだ期間を対象として支給される。
- 1日につき、標準報酬日額の3分の2に相当する金額(出産手当金の額より少ない給与が支払われているときは、その差額分の金額)
- 申請後、1~2か月後に、指定した口座に振り込まれる。

③ 医療費控除

- 税金をかける対象となる所得額が減額されることにより、すでに支払った税金のうち、差額分の金額が戻ってくる。
- 1月~12月までの1年間に支払った家族全員の医療費の合計が、10万円 (年間所得が200万円以下の場合は、所得の5%)以上あれば、税務署への還 付申告を翌年3月に行うことで、差額分の金額が戻る。医療費には、病院ま での交通費も含むので、レシートなどは大切に保管しておくとよい。

4 児童手当

- O歳~3歳まで……15,000円/月
- 3歳~中学生まで…10,000円/月(第3子の場合は、15,000円/月)
- 4か月ごとにまとめて受け取れる。
- ※ 住んでいる市町村の役所で手続きを行う。所得制限あり。

⑤ 乳幼児等の医療費助成

- 医療費の自己負担分の一部又は全部が返還される。
- 居住する市町村で手続きを行う。
- 対象年齢, 助成金額, 所得制限の有無など, 市町村によって異なる。

⑥ 出産祝金・育児休業給付金

妊婦またはその配偶者が勤めている事業所により制度が異なる。